

大阪府立成人病センター整備事業

入札説明書

平成 24 年 8 月 15 日

地方独立行政法人大阪府立病院機構

《 目 次 》

第1	入札説明書の位置づけ	1
1	入札説明書の位置づけ	1
2	用語の定義	2
第2	事業内容に関する事項	3
1	公告日	3
2	契約担当者	3
3	事業名称	3
4	対象となる公共施設等の概要	3
5	事業の方式	3
6	業務の概要	4
7	事業期間	5
8	事業の予定価格	5
第3	入札参加者等の備えるべき要件	6
第4	入札の手続き等	14
1	入札の方法	14
2	入札等のスケジュール	14
3	入札説明書等の交付	14
4	現成人病センター見学会の開催	17
5	現成人病センター図面閲覧会の開催	17
6	入札説明書等に対する個別対話の実施	18
7	入札説明書等に関する質問等の受付	18
8	入札参加者整理番号の交付	19
9	入札書類の提出	20
10	開札	22
11	入札参加資格確認結果の通知	23
12	入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	23
第5	事業者の選定方法等	24
1	審査委員会の設置	24
2	審査の方法	24
3	プレゼンテーションの実施	24
4	最優秀提案の選定	24
5	落札者の決定	24
6	特定事業選定の取り消し	24
第6	入札結果の通知及び公表	25
第7	事業契約に関する事項	26
1	基本協定の締結	26

2	SPC の設立等	26
3	事業契約の締結	26
第 8	その他	27
1	対価の支払方法	27
2	土地の使用等	27
3	建設工事保険等付保の要否	27
4	不動産取得税の取り扱い	27
5	入札の辞退	27
6	随意契約の予定の有無	28
7	直接協定の締結	28
8	暴力団等を排除する措置	28
9	窓口担当部署	28
	[別紙 1] 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程	29
	[別紙 2] 本事業における入札心得	41
	[別紙 3] 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）（抜粋）	43
	[別紙 4] 大阪府立病院機構入札参加停止要綱	45
	[別紙 5] 不動産取得税の取り扱いについて	54

第1 入札説明書の位置づけ

1 入札説明書の位置づけ

大阪府立成人病センター整備事業入札説明書（以下「本件入札説明書」という。）は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 6 条の規定に基づき、平成 24 年 3 月 28 日に特定事業として選定した「大阪府立成人病センター整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する落札者を入札により決定するに当たり、入札参加者等の備えるべき要件及び入札手続きなどについて説明するものである。

また、本件入札説明書と次に示す別添の資料は、本事業を実施する上で一体のものであるため、これらを「入札説明書等」と定義する。

なお、病院機構が本事業の入札に関し配布する一切の資料（入札説明書等に対する質問への回答を含む）は、入札説明書等と一体のものとして同等の効力を有するものとする。

(別添の資料)

- 資料 1 「業務要求水準書」
- 資料 2 「落札者決定基準」
- 資料 3 「様式集及び記載要領」
- 資料 4 「基本協定書案」
- 資料 5 「事業契約書案」

2 用語の定義

本件入札説明書において使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1) 入札参加者

本事業の入札に参加する単独の企業（以下「参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）をいう。

なお、参加グループは、当該グループを統括する一の企業（以下「代表企業」という。）及び構成員からなり、代表企業が入札手続きを行うものとする。

(2) 落札者

審査委員会の審査結果を踏まえ、病院機構が本事業の落札者と決定した者をいう。

(3) SPC

落札者の出資により設立された特別目的会社で、本事業を遂行する者をいう。

(4) 構成員

入札参加者を構成する者で、事業開始後、SPC から本事業に係る業務を直接受託又は請け負うことを予定し、SPC に出資を予定している者をいう。

(5) 協力企業

入札参加者以外の者で、事業開始後、SPC から本事業に係る業務を直接受託又は請け負うことを予定している者をいう。

(6) 直接協定

SPC による本事業の継続が困難となった場合などに、本事業の継続を図るため、SPC に融資する金融機関等が一定の介入を行うことを可能とするために必要な事項を定めることを目的に、病院機構と当該金融機関等との間で直接締結する協定をいう。

(7) 資本面において関連のある者

ある企業が、直接又は間接に他の企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合における、当該企業と他の企業をいう。

(8) 人事面において関連のある者

ある企業の代表権を有する役員が他の企業の代表権を有する役員を兼ねている場合における、当該企業と他の企業をいう。

第2 事業内容に関する事項

病院機構は、透明性及び公平性を確保しつつ、本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募する。

落札者の決定に当たっては、本事業の実施に係る対価の額及び提案内容を総合的に評価する総合評価一般競争入札（地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程第14条）に付することとし、その旨をホームページに掲載し公告する。

1 公告日

平成24年3月30日（金）

2 契約担当者

地方独立行政法人大阪府立病院機構理事長 高杉 豊

（大阪府立病院機構理事長から本事業についての事務の委任を受けた者

大阪府立成人病センター総長 堀 正二）

3 事業名称

大阪府立成人病センター整備事業

4 対象となる公共施設等の概要

名称	大阪府立成人病センター
所在地	大阪市中央区大手前3丁目
土地の所有者	大阪府
敷地面積	約 12,800 m ² （前面道路歩道拡幅及び街区中通りとして整備する歩行者空間部分の面積約 800 m ² を含む。）
延べ面積	約 64,610 m ²
都市計画規制等	
用途地域	商業地域
建ぺい率	80%
容積率	道路境界から 40mまでの部分 800% 道路境界から 40mを超える部分 600%
防火・準防火地域	防火地域
日影規制	なし
主な地区の指定、条例等	都心部地区 駐車場整備地区
埋蔵文化財	計画地内に約 1,800 m ² の埋蔵文化財未調査区域を有する

5 事業の方式

本事業は、SPC が、大阪府立成人病センター施設の設計・建設を行った後、病院機構にその所有権を移転し、その後、事業契約が終了するまでの期間（以下「維持管理期間」という。）中に係る維持管理・利便サービス業務を遂行する方式（BTO, Build-Transfer-Operate 方式）により実施する。

6 業務の概要

SPC が行う業務は次のとおりとし、詳細は資料 1「業務要求水準書」による。

入札参加者は、当該要求水準を満たす限りにおいて自由に提案を行うことができるものとする。ただし、入札説明書等及びその参考資料において示された諸条件を必ず遵守するとともに、その他の内容についても十分留意して提案書を作成しなければならない。

なお、業務要求水準書等に記載なき場合でも、病院運営上当然必要と考えられる事項については適切に計画すること。

(1) 施設整備業務

施設整備業務として次のアからカの業務を行う。

- ア 調査・対策業務
- イ 設計業務
- ウ 工事監理業務
- エ 建設業務
- オ 備品等調達業務（一部の医療機器及び一般備品を除く。）
- カ 移転引越業務

(2) 維持管理業務

維持管理業務として次のアからキの業務を行う。

なお、当該業務の具体的内容については、事業者の提案に基づき病院機構と協議のうえ決定する。

- ア 建築物点検・保守、修繕・更新業務
- イ 建築設備点検・保守、運転・監視、修繕・更新業務
- ウ 医療ガス設備点検・保守、修繕・更新業務
- エ 外構点検・保守、修繕・更新業務
- オ 警備業務
- カ 環境衛生管理業務
- キ 植栽管理業務

要求水準を満たすために必要な修繕・更新はその規模にかかわらず、全て本事業の範囲とする。

(3) 利便サービス業務

利便サービス業務として次のアからキの業務を独立採算で行う。

なお、当該業務の具体的内容については、事業者の提案に基づき病院機構と協議のうえ決定する。

- ア コンビニエンスストア運営業務
- イ 自動販売機運営業務
- ウ ランドリーシステム運営業務

- エ レストラン運営業務
- オ コーヒーショップ運営業務
- カ 理容室運営業務
- キ 床頭台運営業務

7 事業期間

本事業の期間は、事業契約締結の日から平成 44 年 3 月末日までとし、概ねのスケジュールは次のとおりとする。

スケジュール (予定)	内容
平成 24 年 12 月下旬	事業契約の締結
平成 28 年 11 月下旬	新病院施設の引渡し及び維持管理業務の開始
平成 28 年 11 月下旬 ~ 平成 29 年 2 月下旬	開院準備
平成 29 年 3 月上旬	開院及び利便サービス業務の運営開始
平成 29 年 2 月下旬 ~ 平成 29 年 3 月 31 日	移転引越
平成 44 年 3 月 31 日	PFI 事業の終了

8 事業の予定価格

本事業の予定価格は次のとおりとする。

32,731 百万円

予定価格は、本事業に係る施設整備業務費用相当額（ただし、消費税及び地方消費税は除く。）、維持管理業務費用相当額（ただし、消費税及び地方消費税は除く。）の合計額をいう。

なお、病院機構は利便サービス業務の実施にあたっては、施設使用料を徴収する。

資料 5「事業契約書案」別紙[7]業務の対価及び改定に規定する物価変動に応じた改定は見込んでいない。

施設整備業務費用相当額（ただし、消費税及び地方消費税は除く。）の上限は 26,168 百万円とし、予定価格、及び施設整備業務費用相当額（ただし、消費税及び地方消費税は除く。）の上限を上回る提案は失格とする。

第3 入札参加者等の備えるべき要件

入札参加者及び協力企業（以下「入札参加者等」という。）の備えるべき要件等（以下「入札参加資格」という。）は次のとおりとする。

(1) 入札参加者等の構成

- ① 入札参加者は、単独の企業（以下「参加企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。
参加グループは、当該グループを統括する一の企業（以下「代表企業」という。）及び構成員から成り、代表企業が入札手続きを行うものとする。
- ② 参加企業は建築一式工事を行う企業とし、参加グループにあつては建築一式工事を行う企業を一者以上含むものとする。
- ③ 入札参加者は、協力企業の協力を得ることができるものとする。
- ④ 入札参加者は、入札参加者等を構成する企業及び各企業が実施する業務を入札書類（入札参加表明書、入札参加資格確認申請書及び提案書を含む。以下同じ。）を提出時に明らかにするものとする。ただし、利便サービス業務を行う企業が入札書類提出時に未定の場合は、当該業務を担当する企業として代表企業名を記載したうえで、適切な時期に当該業務を担当する企業の変更届を病院機構に提出することにより確定することができるものとする。
- ⑤ 入札参加者等を構成する企業及びかかる企業と相互に資本面又は人事面において関連のある者は、他の入札参加者等を構成する企業になることはできないものとする。ただし、設計業務、工事監理業務及び建設業務のいずれも行わない協力企業及びかかる協力企業と相互に資本面又は人事面において関連のある者で、落札者が設立する SPC への出資を予定しない者については、他の入札参加者の協力企業になることができるものとする。
なお、「資本面において関連のある者」とは、ある企業が、直接又は間接に他の企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている場合における、当該企業と他の企業をいい、「人事面において関連のある者」とは、ある企業の代表権を有する役員が他の企業の代表権を有する役員を兼ねている場合における、当該企業と他の企業をいう（以下 (1) ⑥並びに (2) ⑬において同じ。）。
- ⑥ 入札参加者等のうちの一者が、本事業における各業務を複数兼ねて実施することを妨げないものとする。また、業務範囲を明確にした上で、入札参加者等の間で一の業務を分担することを妨げないものとする。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連

のある者が、工事監理業務と建設業務を実施することはできないものとする。

- ⑦ 入札書類の受付日以降、事業契約締結の日まで、入札参加者等の変更若しくは追加又はその実施する業務の変更（以下「入札参加者等の変更等」という。）を認めない。ただし、上記④ただし書きに記載する場合のほか、参加企業又は代表企業の変更以外の入札参加者等の変更等については、当該入札参加者等の変更等が、入札書類の受付時点での入札参加者等としての資格を満たしていたことが確認できる場合は、当該入札参加者等の変更等を認めるものとする。

(2) 入札参加者等に共通の要件

入札参加者等は、入札書類の受付日において次の要件を満たしていること。

- ① 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ② 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 255 条第 1 項の規定により復権した場合にあっては、破産手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。

以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合には、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- ⑤ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第 64 条による改正前の商法(明治 32 年法律第 48 号)第 381 条第 1 項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- ⑥ 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を滞納していないこと。
- ⑦ 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を滞納していないこと。
- ⑧ 最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑨ 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていないこと。
- ⑩ 大阪府立病院機構入札参加停止要綱(平成 23 年 4 月 1 日施行)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑪ 大阪府立病院機構入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件(ただし、建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令については、大阪府の区域以外の区域又は本事業において担当する業種以外の業種に係るものを除く。)に該当しない者であること。
- ⑫ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- ⑬ 本事業のアドバイザー業務に関与している者又はこれらと資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。本事業のアドバイザー業務に関与している者は以下のとおりである。

みずほ総合研究所 株式会社

株式会社 山田総合設計

株式会社 システム環境研究所

- ⑭ 刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）に基づく逮捕、書類送検若しくは起訴又は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）違反による勧告若しくは告発等、入札参加者又は協力企業としてふさわしくない処分等の措置を受けている者でないこと。
- ⑮ 病院機構から損害賠償請求を受けていない者（入札書類の受付日以前に請求を受け、入札書類の受付日において、損害賠償金を納付していない者を含む。）であること。

(3) 業務を行う者の資格等要件

入札参加者等は、入札書類の受付日において次の要件を満たしていること。

① 設計業務を行う者

設計業務を行う者（以下「設計企業」という。）は次のア及びイの要件を満たしていること。

ア 建築士法第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 次の（ア）及び（イ）の要件を満たすこと。

なお、複数の設計企業で業務を分担する場合は、それぞれの要件についていずれか一者が要件を満たすこと。

（ア）設計企業と直接的かつ恒常的に雇用関係がある者で、平成 14 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に病床 300 床以上の病院の設計実績を有する者を本業務の管理技術者（技術上の管理及び総括を行う一級建築士）として専任で配置すること。なお、当該病院は、入札書類の受付日において完工又は工事中であるものに限る。

（イ）設計企業と直接的かつ恒常的に雇用関係がある者で、平成 14 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に延べ面積 35,000 m²以上かつ 8 階以上の免震構造の建物（病院とは限らない。）の構造設計の実績を有する者を構造設計担当の主任技術者（管理技術者の下、構造設計について技術上の管理を行う構造設計一級建築士。）として配置すること。なお、当該建物は、入札書類の受付日において完工又は工事中であるものに限る。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を行う者（以下「工事監理企業」という。）は次のア及びイの要件を満たしていること。

なお、複数の工事監理企業で業務を分担する場合は、それぞれの工事監理企業が次の要件を満たしていること。

ア 建築士法第 23 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 工事監理企業と直接的かつ恒常的に雇用関係がある者で、平成 14 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に病床 300 床以上の病院及び延べ面積 35,000 m²以上かつ 8 階以上の免震構造の建物(病院とは限らない。)について工事監理者としての実績を有する者を、本業務の管理技術者(技術上の管理及び総括を行う建築基準法第 5 条の 4 第 4 項に規定する工事監理者)として専任で配置すること。なお、当該建物は、入札書類の受付日において完工又は工事中であるものに限る。

③ 建設業務を行う者

建設業務を行う者(以下「建設企業」という。)は次のアからエの要件を満たしていること。

ア 建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、建築一式工事(以下「建築一式工事」という。)を担当する建設企業は次の(ア)から(カ)までの要件を満たしていること。ただし、(ウ)、(エ)及び(オ)については、複数の建設企業が共同で建築一式工事を行う場合にあっては、少なくともそのうちの一者が満たしていること。なお、建設企業が代表企業となる場合、当該代表企業は(ア)から(カ)までの要件を全て満たすこと。

(ア) 建築一式工事に係る「大阪府建設工事一般競争(特定調達)入札参加資格」の認定を受けていること。

(イ) 建築一式工事について、平成 23 年 2 月 26 日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けた者であること。

(ウ) (イ)に規定する経営事項審査の結果の総合評定値が、1,200 点以上であること。

(エ) 平成 14 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に 300 床以上の病院及び免震構造の建物(病院建物に限らない。)の建築一式工事を完工した実績を有すること。

a 当該実績は、元請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたものとする。共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態が共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20%以上であるものに限る。

(オ) 次に掲げる全ての基準を満たす、建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者を専任で配置すること。

a 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者。

b 平成 14 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に完工した 300 床以上の病院の建築一式工事(当該建設企業以外における工事も含む。)の経験を有する者。

c 建設業法第 27 条の 18 の規定による建築一式工事に係る監理技術者資格者証(建設工事業に係るものに限る。)の交付を受けている者で、建築一式工事を行う当該建設企業と入札書類の受付日以前に 3 か月以上の雇用関係があること。

(カ) 財団法人日本適合性認定協会(以下「JAB」という。)又は JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から、ISO9001:2000 の認証を受けていること。なお、規格改定が行われた場合は、改定後の規格の認証を受けていること。

イ アの建築一式工事を担当する建設企業以外の者に建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち電気工事(以下「電気工事」という。)を担当させる場合、当該電気工事を

- 担当する建設企業は次の（ア）から（カ）までの要件を満たしていること。ただし、（ウ）、（エ）及び（オ）においては、複数の建設企業が共同で電気工事を行う場合にあつては、少なくともそのうちの一者が満たしていること。
- （ア）電気工事に係る「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を受けていること。
- （イ）電気工事について、平成 23 年 2 月 26 日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けた者であること。
- （ウ）（イ）に規定する経営事項審査の結果の総合評定値が、1,100 点以上であること。
- （エ）平成 14 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に 300 床以上の病院の電気工事を完工した実績を有すること。当該実績は、元請負人又は一次下請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたものとする。共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態が、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員としての出資比率が 20%以上であるものに限る。
- （オ）次に掲げる全ての基準を満たす建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者を専任で配置すること。
- a 一級電気工事施工管理技士又は建設業法第 15 条第 2 号ハの規定による認定を受けた者。
 - b 平成 14 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に完工した 300 床以上の病院の電気工事（当該建設企業以外における工事も含む。）の経験を有する者。
 - c 建設業法第 27 条の 18 の規定による電気工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者で、電気工事を行う当該建設企業と入札書類の受付日以前に 3 か月以上の雇用関係があること。
- （カ）J A B 又は J A B と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から、I S O 9001 : 2000 の認証を受けていること。なお、規格改定が行われた場合は、改定後の規格の認証を受けていること。
- ウ アの建築一式工事を担当する建設企業以外の者に建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類のうち管工事（以下「管工事」という。）を担当させる場合、当該管工事を担当する建設企業は次の（ア）から（カ）までの要件を満たしていること。ただし、（ウ）、（エ）及び（オ）においては、複数の建設企業が共同で管工事を行う場合にあつては、少なくともそのうちの一者が満たしていること。
- （ア）管工事に係る「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を受けていること。
- （イ）管工事について、平成 23 年 2 月 26 日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けた者であること。
- （ウ）（イ）に規定する経営事項審査の結果の総合評定値が、1,100 点以上であること。
- （エ）平成 14 年 4 月 1 日から入札書類の受付日までの期間に 300 床以上の病院の管工事を完工した実績を有すること。当該実績は、元請負人又は一次下請負人として受注し、かつ、一の契約によりなされたものとする。共同企業体の構成員としての実績の場合は、当該共同企業体の経営形態が、共同施工方式によるもので、当該共同企業体の構成員として

の出資比率が20%以上であるものに限る。

(オ) 次に掲げる全ての基準を満たす、建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を専任で配置することができること。

- a 一級管工事施工管理技士又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者。
- b 平成14年4月1日から入札書類の受付日までの期間に完工した300床以上の病院の管工事（当該建設企業以外における工事も含む。）の経験を有する者。
- c 建設業法第27条の18の規定による管工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者で、管工事を行う当該建設企業と入札書類の受付日以前に3か月以上の雇用関係があること。

(カ) J A B又はJ A Bと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から、ISO9001:2000の認証を受けていること。なお、規格改定が行われた場合は、改定後の規格の認証を受けていること。

エ ア、イ及びウに記載する工事を担当する建設企業以外の者が、建設業法別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類の内、ア、イ及びウ以外の建設工事を担当する場合、その建設企業は、次の（ア）から（エ）までの要件を満たしていること。

(ア) 当該工事に係る「大阪府建設工事競争入札参加資格」又は「大阪府建設工事一般競争入札（特定調達契約）参加資格」を有していること。

(イ) 担当する建設工事の種類について、建設業法第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 担当する建設工事の種類について、平成23年2月26日以降を基準日とする、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であること。

(エ) 次に掲げる全ての基準を満たす、建設業法第26条第2項に規定する監理技術者を専任で配置すること。

- a 当該工事の施工にあたり、関係法令に基づく資格が必要な場合は当該認定を受けた者。
- b 建設業法第27条の18の規定による当該工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けている者で、当該工事を行う当該建設企業と入札書類の受付日以前に3か月以上の雇用関係があること。

(4) 入札書類の受付日以降の取り扱い

入札参加資格を有すると認められた入札参加者等が、入札書類の受付日以降に入札参加資格要件を満たさなくなった場合、参加企業又は代表企業は、病院機構に対し速やかにその旨を報告するものとし、以後の措置は以下によるものとする。

- ① 入札書類の受付日から落札者決定の日までに入札参加者等が入札参加資格を満たさなくなった場合は失格とする。ただし、当該入札参加者等が代表企業以外の構成員又は協力企業（以下「構成員等」という。）で、かつ、構成員等の変更若しくは追加又は実施する業務の変更（以下、本①において「変更等」という。）により、変更等の後の入札参加者等が、入札書類の受付時点において、入札参加者等としての資格を満たしていたことが確認できるときは、

変更等を認め、入札参加者等を失格としないものとする。

- ② 落札者決定の日の翌日から事業契約締結の日までに入札参加者等が入札参加資格を満たさなくなった場合は、事業契約を締結せず又は基本協定の解除を行うことがある。この場合、病院機構は一切の責めを負わないものとする。

ただし、当該入札参加者等が構成員等で、かつ、構成員等の変更若しくは追加又は実施する業務の変更（以下、本②において「変更等」という。）により、変更等の後の入札参加者等が、入札書類の受付時点において、入札参加者等としての資格を満たしていたことが確認できるときは、変更等を認めるものとする。

第4 入札の手続き等

1 入札の方法

本件入札は、総合評価一般競争入札により実施する。入札参加者は、入札書のほか本事業における業務に関する提案書等の入札書類を提出すること。

2 入札等のスケジュール

スケジュール (予定)	内容
平成 24 年 3 月 30 日	入札公告、入札説明書等（予定価格を含む。）の公表
4 月 6 日まで	現成人病センター見学会の申込
4 月 6 日まで	現成人病センター図面閲覧会の申込
4 月 13 日	現成人病センター見学会の開催
4 月 11、12、13 日	現成人病センター図面閲覧会の開催
4 月 16 日まで	入札説明書等に対する個別対話の申込受付
5 月 8、10、11 日	入札説明書等に対する個別対話の実施
5 月 18 日まで	入札説明書等に対する質問等の受付
7 月 9 日	入札説明書等に対する個別対話の結果の公表
7 月 18 日	入札説明書等に対する質問等への回答の公表
7 月 23 日	別途配布資料（付属資料 11、12）に対する質問等への回答
7 月 23 日まで	入札説明書等に対する再質問等の受付
7 月 31 日まで	別途配布資料（付属資料 11、12）の配布
7 月 31 日まで	入札参加整理番号の交付申込
8 月 2 日	入札説明書等に対する再質問等への回答の公表
8 月 6 日	入札参加整理番号の交付
8 月 7 日まで	別途配布資料（付属資料 11、12）に対する質問等への回答並びに別途配布資料（付属資料 11、12）に対する再質問等の受付
8 月 15 日	別途配布資料（付属資料 11、12）に対する質問等への回答並びに別途配布資料（付属資料 11、12）に対する再質問等への回答の公表
8 月 21 日まで	別途配布資料（付属資料 11、12）の配布
9 月 26 日	入札書類（入札参加表明書、入札参加資格確認申請書及び提案書を含む。）の提出及び開札
10 月 4 日	入札参加資格確認結果の通知
10 月 18 日、19 日	プレゼンテーションの実施
11 月下旬	落札者の決定及び公表
12 月上旬	落札者との基本協定の締結
12 月下旬	SPC との事業契約の締結

3 入札説明書等の交付

入札への参加を希望する者に、以下により入札説明書等を交付する。

(1) 交付資料

	交付資料	HP	別途
	入札説明書	○	
資料 1	業務要求水準書 (総則、施設整備編、維持管理・利便サービス業務編)	○	
・ 付属資料 1	面積表	○	
・ 付属資料 2	諸室シート	○	
・ 付属資料 3	現況測量図 (PDF 形式のファイル)	○	
・ 付属資料 3	現況測量図 (DXF 形式のファイル)		○
・ 付属資料 4	敷地境界図 (PDF 形式のファイル)	○	
・ 付属資料 4	敷地境界図 (DXF 形式のファイル)		○
・ 付属資料 5	参考土地利用計画図	○	
・ 付属資料 6	参考連絡通路計画図	○	
・ 付属資料 7	供給処理施設整備状況図	○	
・ 付属資料 8	防災行政無線概要書	○	
・ 付属資料 9	手術部門空気環境基準表	○	
・ 付属資料 10	調理機器等リスト	○	
・ 付属資料 11	調達・移設備品等リスト		○
・ 付属資料 12	大型医療機器等リスト		○
・ 参考資料 1	撤去予定建物配置図	○	
・ 参考資料 2-1	既存地質調査報告書 (抜粋)	○	
・ 参考資料 2-2	既存地質調査報告書		○
・ 参考資料 3	参考計画図		○
・ 参考資料 4-1	大坂城跡発掘調査報告書 I (抜粋)	○	
・ 参考資料 4-2	発掘調査範囲想定図	○	
・ 参考資料 4-3	発掘調査想定工程表	○	
・ 参考資料 5	現況情報システム概要	○	
・ 参考資料 6	現況放射性同位元素使用量	○	
・ 参考資料 7	動物実験エリア気圧勾配概念図	○	
・ 参考資料 8	大阪府立成人病センター業務運営計画 (案)	○	
・ 参考資料 9	参考とする現成人病センターの委託業務仕様書等	○	
・ 参考資料 10	平成 22 年度成人病センター電気・ガス・水道他使用実績	○	
・ 参考資料 11	共同駐車場計画概要	○	
・ 参考資料 12	平成 22 年度成人病センター施設使用料	○	
資料 2	落札者決定基準	○	
資料 3	様式集及び記載要領	○	

	交付資料	HP	別途
資料4	基本協定書案	○	
資料5	事業契約書案	○	

(2) 交付方法

入札説明書等の交付資料の電子データは、(3)の別途配布資料を除き、入札公告の日から平成24年9月25日(火)まで、病院機構ホームページ(以下「ホームページ」という。)にて交付する。

(3) 別途配布資料の配布

入札への参加を希望する者のうち、別途配布資料の配布を希望する者に対して、ホームページにおいて交付する入札説明書等に加え、下記の別途配布資料の電子データを③に記載の窓口担当部署でCD-Rメディアで配布する。

	別途配布資料名
・付属資料3	現況測量図(DXF形式のファイル)
・付属資料4	敷地境界図(DXF形式のファイル)
・付属資料1-1	調達・移設備品等リスト
・付属資料1-2	大型医療機器等リスト
・参考資料2-2	既存地質調査報告書
・参考資料3	参考計画図

※ 付属資料3、4及び参考資料2-2は、平成23年11月22日(実施方針公表時)から変更はありません。

① 別途配布資料の申込方法

別途配布資料を希望する者は、平成24年3月30日(金)より平成24年4月10日(火)午後5時までに、この入札説明書に添付する様式1「別途配布資料申込書」(Microsoft Excel (Microsoft Excel 2002 に対応可能なバージョン) で作成すること)に記載の上、様式1「別途配布資料申込書」に示す電子メールアドレスまで送信して提出すること。

② 別途配布資料の配布方法

平成24年4月13日(金)～平成24年4月17日(火)(ただし、土曜、日曜を除く)の午前9時～午後5時まで。

事前に申込み(上記①参照)をした希望者は、送信した「別途配布資料申込書」の写しと未使用のCD-Rメディア(容量650MB以上のもの)を配布場所(下記③参照)に持参すること。持参したCD-Rメディアと配布資料が記録されたCD-Rメディアとの交換により配布する。(配布は一企業あたり一部とする)

- ③ 別途配布資料の配布場所
第 8 の 9 に示す窓口担当部署

4 現成人病センター見学会の開催

入札への参加を希望する者のうち、現成人病センターの見学会への参加を希望する者に対して、以下により現成人病センター見学会を開催する。

(1) 見学会の申込方法

見学会への参加を希望する者は、平成 24 年 4 月 6 日（金）午後 5 時までに、この入札説明書に添付する様式 2「現成人病センター見学会参加申込書」（Microsoft Excel（Microsoft Excel 2002 で対応可能なバージョン）で作成すること）に必要事項を記載のうえ、様式 2「現成人病センター見学会参加申込書」に示す電子メールアドレスまで送信して提出すること。

(2) 見学会の開催日時と集合場所

開催日時：平成 24 年 4 月 13 日（金）第 1 部：午後 2 時～、第 2 部：午後 4 時～

集合場所：大阪府立成人病センター内の指定する場所

なお、開催日時、集合場所の詳細については後日指定し、連絡責任者あて電子メールにより通知する。

また、申込状況により見学会の参加人数について制限を行うこともある。

5 現成人病センター図面閲覧会の開催

入札への参加を希望する者のうち、現成人病センターの図面閲覧を希望する者に対して、以下により現成人病センターの図面閲覧会を開催する。

(1) 図面閲覧会の申込方法

図面閲覧会への参加を希望する者は、平成 24 年 4 月 6 日（金）午後 5 時までに、この入札説明書に添付する様式 3「現成人病センター図面閲覧会申込書」（Microsoft Excel（Microsoft Excel 2002 で対応可能なバージョン）で作成すること）に必要事項を記載のうえ、様式 3「現成人病センター図面閲覧会申込書」に示す電子メールアドレスまで送信して提出すること。

(2) 図面閲覧会の開催日時と場所

① 図面閲覧会の開催日時

開催日時：平成 24 年 4 月 11 日（水）、12 日（木）、13 日（金）

なお、開催日時の詳細については後日指定し、連絡責任者あて電子メールにより通知する。

② 図面閲覧会の集合場所

第 8 の 9 に示す窓口担当部署

6 入札説明書等に対する個別対話の実施

入札への参加を希望する者のうち、入札説明書等に対する個別対話を希望する者に対し以下により個別対話を実施する。

なお、個別対話は、原則、入札参加を予定するグループで申し込むこと。

また、個別対話の結果、公表が必要な事項はホームページにおいて公表する。

(1) 個別対話の申込方法

個別対話を希望する者は、平成 24 年 4 月 16 日（月）午後 5 時まで、この入札説明書に添付する様式 4-1「個別対話申込書」、様式 4-2「個別対話時の確認希望事項」（Microsoft Excel（Microsoft Excel 2002 で対応可能なバージョン）で作成すること）に必要事項を記載のうえ、それぞれの様式に示す電子メールアドレスまで送信して提出すること。

(2) 個別対話の開催日時と場所

開催日時：平成 24 年 5 月 8 日（火）、5 月 10 日（木）、5 月 11 日（金）

集合場所：大阪府立成人病センター内の指定する場所

なお、開催日時、集合場所の詳細については後日指定し、連絡責任者あて電子メールにより通知する。

また、申込状況により個別対話の参加人数について制限を行うこともある。

(3) 個別対話の結果の公表

個別対話の結果は、平成 24 年 7 月 31 日（火）（予定）にホームページにおいて公表する。

7 入札説明書等に関する質問等の受付

入札への参加を希望する者のうち、入札説明書等に関する質問等がある者から、以下により入札説明書等に関する質問等を受け付ける。

(1) 質問等の受付方法

質問等がある者は、平成 24 年 5 月 11 日（金）から平成 24 年 5 月 18 日（金）午後 5 時まで、この入札説明書に添付する様式 5「入札説明書等に関する質問書」もしくは様式 6「入札説明書等に関する意見書」（Microsoft Excel（Microsoft Excel 2002 で対応可能なバージョン）で作成すること）に必要事項を記載のうえ、それぞれ、様式 5、様式 6 に示す電子メールアドレスまで送信して提出すること。

(2) 質問等の回答の公表

入札説明書等に関する質問等に対する回答は、平成 24 年 7 月 31 日（火）（予定）にホームページにおいて公表する。

8 入札説明書等に関する再質問等の受付

入札への参加を希望する者のうち、入札説明書等に関する質問等がある者から、以下により入札説明書等に関する再質問等を受け付ける。

(1) 再質問等の受付方法

質問等がある者は、平成 24 年 7 月 18 日（火）から平成 24 年 7 月 23 日（月）午後 5 時まで、入札説明書に添付する様式 8「入札説明書等に関する再質問書」もしくは様式 9「入札説明書等に関する再意見書」（Microsoft Excel（Microsoft Excel 2002 で対応可能なバージョン）で作成すること）に必要事項を記載のうえ、それぞれ、様式 8、様式 9 に示す電子メールアドレスまで送信して提出すること。

(2) 再質問等の回答の公表

入札説明書等に関する再質問等に対する回答は、平成 24 年 8 月上旬（予定）にホームページにおいて公表する。

9 入札参加者整理番号の交付

入札参加者が特定されないよう、入札書類の所定欄に入札参加者整理番号（以下「整理番号」という。）を記入してもらうため、入札への参加を希望する者に対し、以下により整理番号を交付する。

(1) 整備番号の請求方法

参加を希望する者は、平成 24 年 7 月 27 日（金）から平成 24 年 7 月 31 日（火）午後 5 時までに、この入札説明書に添付する様式 7「入札参加者整理番号請求書」（Microsoft Excel（Microsoft Excel 2002 で対応可能なバージョン）で作成すること）に必要事項を記載のうえ、様式 7「入札参加者整理番号請求書」に示す電子メールアドレスまで送信して提出すること。

(2) 整備番号の交付方法

整理番号については、平成 24 年 8 月 6 日（月）に連絡責任者あて電子メールにより通知する。

なお、平成 24 年 8 月 6 日（月）午後 5 時までに交付されない場合は、第 8 の 9 に示す窓口担当部署に電話にて交付状況を確認すること。

10 別途配布資料（付属資料 11・12）に対する質問等への回答並びに別途配布資料（付属資料 11、12）に対する再質問等の受付

入札への参加を希望する者のうち、別途配布資料（付属資料 11・12）に対する質問等への回答並びに別途配布資料（付属資料 11 調達・移設備品等リスト、付属資料 12 大型医療機器等リスト）に関する再質問等を受け付ける。

(1) 再質問等の受付方法

再質問等がある者は、平成 24 年 8 月 2 日（火）から平成 24 年 8 月 7 日（月）午後 5 時まで、入札説明書に添付する様式 10「別途配布資料（付属資料 11・12）に対する質問等への回答並びに別途配布資料（付属資料 11、12）に関する再質問書」もしくは様式 11「別途配布資料（付属資料 11、12）に対する質問等への回答並びに別途配布資料（付属資料 11、12）に関する再意見書」（Microsoft Excel（Microsoft Excel 2002 に対応可能なバージョン）で作成すること）に必要事項を記載のうえ、それぞれ、様式 10、様式 11 に示す電子メールアドレスまで送信して提出すること。

(2) 再質問等の回答の公表

別途配布資料（付属資料 11、12）に対する質問等への回答並びに別途配布資料（付属資料 11、12）に関する再質問等に対する回答は、平成 24 年 8 月中旬（予定）にホームページにおいて公表する。

11 入札書類の提出

入札書類は、持参又は郵送により提出することとし、電信等による提出は認めない。

(1) 提出日

提出日は平成 24 年 9 月 26 日（水）とし、午後 1 時から午後 1 時 30 分に持参すること。なお、郵送による場合は午後 1 時までとする。また、配達日を平成 24 年 9 月 26 日（水）に指定するとともに、書留郵便等により配達記録が残る方法によること。

(2) 提出場所

持参の場合は、以下の場所に持参すること。

大阪市東成区中道 1 丁目 3 番 3 号

大阪府立病院機構 大阪府立成人病センター

本館 5 階会議室

電話 06 (6972) 1181 (代表)

郵送の場合は、第 8 の 9 に示す窓口担当部署宛に郵送すること。

(3) 提出部数

冊子等 区分	様式番号	提案書名	冊子等 の大き さ	提出部数		
				企業名 あり	企業名 なし	
入札参加表明書関係提出書類、入札参加資格審査申請関係提出書類						
①	様式 1	入札参加表明書関係提出書類	A4	5 部	5 部	—
	様式 2	入札参加資格審査申請関係提出書類				

入札書関係提出書類						
②	様式 3	入札関係提出書類	封筒	1 部	1 部	—
事業提案書関係提出書類						
資金・事業収支計画に係る提案書						
③	様式 4	資金・事業収支計画に係る提案書	A4	30 部	3 部	27 部
事業実施計画に係る提案書、維持管理業務計画に係る提案書、利便サービス業務計画に係る提案書等						
④	様式 5	事業実施計画に係る提案書	A4	30 部	3 部	27 部
	様式 8	維持管理業務計画に係る提案書				
	様式 9	利便サービス業務計画に係る提案書				
	様式 10	地域経済への貢献に係る提案書				
	様式 11	環境への配慮に係る提案書				
施設整備計画に係る提案書						
⑤	様式 6※	施設整備計画に係る提案書	A4	30 部	3 部	27 部
施設整備計画に係る提案書〈図面集〉						
⑥	様式 7	施設整備計画に係る提案書〈図面集〉	A3	30 部	3 部	27 部

※（様式 6-4）各部計画要求水準確認表、（様式 6-16b）備品調達業務に係る提案（費用及び費用の内訳）は、それぞれ様式 6 とは別の冊子で提出すること。

なお、事業提案書関係提出書類及び事業提案書の概要（公表用）について、両データを記録した CD-R メディアを 5 枚、事業提案書の概要（公表用）のみを記録した CD-R メディアを 1 枚、計 6 枚提出すること。

(4) 入札書類の作成方法等

- ① 入札書類は、資料 3「様式集及び記載要領」に従い作成すること。
- ② 入札書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- ③ 入札書類は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
 なお、外国通貨については、出納管理事務規程第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。
- ④ 入札価格の算定方法については、資料 5「事業契約書案」別紙[7]業務の対価及び改定を参照すること。なお、資料 3「様式集及び記載要領」入札書（様式 4-1）に記載された金額に、当該金額に係る消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札参加に関する留意事項

- ① 入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）に抵触する行為を行ってはならない。

- ② 入札参加者等は、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなくてはならない。
- ③ 入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- ④ 入札参加者等は、「本事業における入札心得」（別紙 2）に従うこと。

(6) 入札書類の取り扱い

- ① 提出された入札書類は返却しない。
- ② 著作権

入札書類の著作権は入札参加者等に帰属する。ただし、落札者の決定に係る公表その他、病院機構が本事業に関し必要と認めるときは、病院機構は入札書類（事業提案書の概要(公表用)以外の事業提案書関係提出書類全てを含む。）の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、本入札実施に関する報告等のため必要な場合は、入札参加者等の承諾を得ず使用できるものとする。なお、契約に至らなかった入札参加者等の入札書類については、落札者の決定に係る公表あるいは報告等の目的以外には入札参加者等に無断で使用しない。

- ③ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者等が負うものとする。

- ④ 入札書類の変更等の禁止

入札書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

- ⑤ 入札保証金

免除とする。

ただし、落札者は、落札者の都合により基本協定を締結しないとき、SPC の都合により事業契約を締結しないとき、及び落札者の責めに帰すべき事由により本事業の入札行為に関して落札者が遵守すべき義務の違反があり当該違反を理由として事業契約が締結されなかった場合は、本事業に係る落札価格の 100 分の 2 に相当する金額を違約金として病院機構に支払わなければならない。

また、上記に定める場合のほか、落札者又は協力企業が本件入札説明書に規定する入札参加資格要件を満たさないことが判明したことにより、病院機構が事業契約を締結しなかった場合、落札者は、本件事業に係る落札価格の 1000 分の 2 に相当する金額を、違約金として病院機構に支払わなければならない。なお、落札者が大阪府立病院機構入札参加停止要綱別表第 6 号（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止 1 ヶ月の措置を講じられ又は同内容の措置要件に該当したことにより、病院機構が事業契約を締結しなかった場合は、上記違約金に代えて 1000 分の 1 に相当する金額を病院機構に支払わなければならない。

12 開札

開札は原則として入札した全ての参加企業又は代表企業の立会いの下で行う。開札の結果、

予定価格を上回る入札をした者は失格とする。なお、開札の場で入札価格の公表は行わない。

(1) 開札の日時と場所

開札日時：平成 24 年 9 月 26 日（水）午後 1 時 30 分

開札場所：大阪府立成人病センター本館 5 階会議室

(2) 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者の行った入札並びに入札説明書等において示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

13 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認結果は、入札した全ての参加企業又は代表企業に個別に、書面で通知するので、以下により受領すること。

(1) 入札参加資格確認結果の通知の日時と場所

通知日時：平成 24 年 10 月 4 日（木）午後 2 時から午後 5 時まで

通知場所：9（2）に記載の場所と同じ

14 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、以下によりその理由の説明を病院機構に求めることができるものとする。

(1) 請求方法

請求期限：平成 24 年 10 月 11 日（木）午後 5 時まで（必着）

請求方法：書面（任意書式）による。

請求場所：9（2）に記載の場所と同じ

(2) 回答方法

平成 24 年 10 月 18 日（木）までに書面により回答する。

第5 事業者の選定方法等

1 審査委員会の設置

提案内容を公正かつ客観的に選定するため、学識経験者等で構成する「大阪府立成人病センター整備事業に係る選定事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し審査するものとする。

2 審査の方法

資料2「落札者決定基準」による。

3 プレゼンテーションの実施

審査委員会は、入札参加者に提案内容のプレゼンテーションを求めヒアリングを行う。

(1) プレゼンテーションの開催日時と集合場所

開催日時：平成24年10月18日（木）、10月19日（金）

集合場所：大阪府立成人病センター内の指定する場所

なお、開催日時、集合場所の詳細については後日指定し、連絡責任者あて電子メールにより通知する。

また、プレゼンテーションの参加人数について制限を行うこともある。

4 最優秀提案の選定

審査委員会は、審査の結果、得点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

5 落札者の決定

病院機構は、審査委員会の審査結果を踏まえ、本事業の落札者を決定する。

6 特定事業選定の取り消し

病院機構は、入札参加者の募集、審査・決定段階において、入札参加者がいない場合、又はいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合は、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととする。

特定事業の選定を取り消した場合は、ホームページ等で公表する。

第6 入札結果の通知及び公表

病院機構は、落札者決定後速やかに入札参加者に対して入札結果を通知するとともに、ホームページへの掲載等により入札結果を公表する。

第7 事業契約に関する事項

1 基本協定の締結

落札者は、落札者決定通知後 14 日以内に病院機構と資料 4「基本協定書案」に基づく基本協定を締結しなければならない。

2 SPC の設立等

病院機構と基本協定を締結した落札者は、本事業を実施するため、平成 24 年 12 月までに落札者が出資した SPC を設立するものとする。なお、出資に関する詳細については資料 4「基本協定書案」による。

落札者は、事業期間中、当該 SPC の株式を保有すること。

3 事業契約の締結

(1) 事業契約の締結

SPC は、平成 24 年 12 月までに、病院機構を相手方として資料 5「事業契約書案」に基づく事業契約を締結しなければならない。ただし、SPC に起因する事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、落札者と締結した基本協定を解約する。

(2) 契約保証金等

SPC は、事業契約の締結にあたり、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程の規定に従い、事業契約書に定める施設整備業務費用等の 100 分の 10 に相当する額の契約保証金を病院機構に納付するものとする。ただし、次の各号に掲げるいずれかの場合は、この限りではない。

①新成人病センター施設の設計及び建設に関し、病院機構を被保険者、施設整備業務期間を保険期間として事業契約書に定める施設整備業務費用等の 100 分の 10 以上に相当する額の履行保証保険契約を締結し、かつ、当該履行保証保険に係る保険証券を提出したとき。

②新成人病センター施設の設計及び建設に関し、SPC を被保険者、施設整備業務期間を保険期間として、事業契約書に定める施設整備業務費用等の 100 分の 10 以上に相当する額の履行保証保険契約を締結し、かつ、SPC の費用で当該履行保証保険契約に基づく履行請求権及び保険金請求権について、病院機構を質権者とする質権を設定したとき。

③SPC が、上記の契約保証金の納付に代えて、次のアからキに掲げる担保を提供したとき。

ア 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の 8 割に相当する金額による。

ウ 銀行又は病院機構が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は小切手金額による。

エ 銀行又は病院機構が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は手形金額による。

オ 銀行又は病院機構が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は病院機構が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

キ 公共工事前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社の保証。この場合において提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

なお、維持管理期間中においては、維持管理期間開始日までに、維持管理期間中の各事業年度における対価の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を病院機構に納付するものとする。

第8 その他

1 対価の支払方法

資料 5「事業契約書案」別紙[7]業務の対価及び改定による。

2 土地の使用等

本事業の建設予定地は平成 29 年までに大阪府立病院機構が取得する予定である。SPC は、病院機構と締結する使用貸借契約により、無償で使用できるものとする。

なお、使用貸借契約の内容は、資料 5「事業契約書案」別紙[3]土地使用貸借契約書様式による。

3 建設工事保険等付保の要否

資料 5「事業契約書案」別紙[8]保険による。

4 不動産取得税の取り扱い

別紙 5「不動産取得税の取り扱いについて」を参照すること。

5 入札の辞退

入札参加者は、いつでも入札を辞退できるものとする。この場合、「入札辞退届」（様式 13-1）を第 8 の 9 に記載の窓口担当部署まで提出すること。

6 随意契約の予定の有無

事業契約範囲外で、本事業に直接関連する業務を随意契約により SPC に発注する予定はない。

7 直接協定の締結

病院機構は、事業の継続を図るため事業及び資産の処理等について直接交渉することを約した直接協定を、SPC に資金提供を行う金融機関等との間で締結する場合がある。

8 暴力団等を排除する措置

SPC 並びに本事業に係る業務を実施する者は、事業の実施に当たって暴力団関係者から不当な要求を受けた場合は、警察への届出及び発注者への報告（以下「届出等」という。）を行わなければならない。また、本事業にかかる業務を実施する者のすべての下請業者が暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、警察への届出等を当該下請業者に指導しなければならない。届出等がなされない場合は入札参加停止することがある。

9 窓口担当部署

大阪府立病院機構 大阪府立成人病センター

本館 4 階 事務局経営企画グループ（4 月 1 日以降は、事務局新病院整備グループ）

〒537-8511 大阪市東成区中道 1 丁目 3 番 3 号 電話 06 (6972) 1181 (代表)

〔別紙1〕地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程

制定 平成18年 4月 1日規程第 30号

改正 平成20年 3月26日規程第 85号

改正 平成22年 7月 8日規程第144号

改正 平成23年 3月30日規程第158号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）が締結する契約に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(病院の長の契約締結等の制限)

第2条 次の各号に掲げる契約については、理事長が行うものとする。

- 一 大阪府地方独立行政法人の重要な財産に関する条例（平成17年大阪府条例第3号）で定める重要な財産の譲渡又は担保としての提供
 - 二 医薬品等の調達・管理業務委託契約その他理事長が指定するもの
- 2 各病院の長は、次に掲げる契約を締結しようとするときは、理事長の承認を得なければならない。
- 一 予定価格が1億円以上の請負、委託又は受託の契約
 - 二 予定価格が3千万円以上の物件の購入の契約
 - 三 予定価格が1千万円以上の物件の売却、譲渡又は交換の契約
 - 四 予定賃貸借料の総額又は年額が3千万円以上の物件の貸借の契約
 - 五 前各号に掲げる契約に準ずる契約で理事長が指定するもの
- 3 前項の規定は、各院長の長が次に掲げる行為をしようとする場合について準用する。
- 一 前項の契約について、当該変更後の契約金額が当初の契約金額の20パーセント以上又は1千万円以上の増減となる変更をすること。
 - 二 前項の契約について、履行期限を翌年度以降に変更すること
 - 三 前項の契約を解除すること

(競争入札の参加者の資格)

- 第3条 契約責任者（会計規程第46条第2項に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 法人が行う競争入札に参加できる者は、大阪府の建設工事、測量・建設コンサルタント等及び委託業務並びに物品調達に関する入札参加資格登録を得ている者とする。
 - 3 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置がなされている者を、当該入札参加停止の期間、競争入札に参加させないことができる。
 - 4 次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間競争入札

に参加させないことができる。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 この項（この号を除く。）の規定により競争入札に参加できないこととされる者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者

（一般競争入札）

- 第4条 契約責任者は、一般競争入札に当たっては、当該入札に関する公告をし、不特定多数の者をして入札の方法により競争させ、最も有利な条件を提供した者を落札者としなければならない。
- 2 契約責任者は、必要があるときは、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等を要件とする資格を定めることができる。
 - 3 契約責任者は、一般競争入札に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。
 - 4 契約責任者は、前2項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、入札に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

（一般競争入札の公告）

- 第5条 一般競争入札の公告は、入札の日前5日（緊急の必要がある場合においては、入札の日前1日）までに、大阪府公報、新聞紙、掲示その他の方法により、次の事項についてしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情で大阪府公報に掲載することができないときは、法人のホームページ又は掲示板に掲載してその掲載に代えることができる。
- 一 入札に参加する者に必要な資格
 - 二 入札の場所及び日時
 - 三 入札に付する事項
 - 四 契約条項を示す場所
 - 五 入札保証金に関する事項
 - 六 入札の無効に関する事項
 - 七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 前項の場合において、建設業法（昭和24年法律第100号）の適用を受ける工事のうち予定価格が

500万円以上のものに係る公告は、入札の日前に建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条に規定する見積期間をおいてしなければならない。

（入札保証金の納付及び還付）

第6条 会計規程第43条第1項に規定する入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る契約金額の100分の2以上の金額とする。

2 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、当該各号に定めるところによる。

一 国債又は地方債 額面金額又は登録金額

二 政府の保証のある債券又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券 額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額

三 銀行又は契約責任者が确实と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額

四 銀行又は契約責任者が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 手形金額

五 銀行又は契約責任者が确实と認める金融機関に対する定期預金債権 当該債権の証書に記載された債権金額

六 銀行又は契約責任者が确实と認める金融機関の保証 保証書に記載された保証金額

3 入札保証金は、落札者が納めたものについては契約を締結した後に、その他の者が納めたものについては入札終了後速やかに還付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、落札者が納めた入札保証金は、その者の申出により契約保証金に充当することができる。

（入札保証金の免除）

第7条 契約責任者は、契約の締結に当たり競争入札の方法によろうとする場合において、入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券が提出されたとき。

二 第3条又は第4条に規定する資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業（以下「特定事業」という。）を実施する場合にあっては、落札者が設立する株式会社（以下「特定事業実施会社」という。）が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

三 指名競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認

められるとき。

- 2 前項第2号又は第3号の規定による入札保証金の納付の免除は、おおむね次の要件を満たす場合とする。
 - 一 過去の入札において、落札後契約を確実に締結していること。
 - 二 過去の契約において、契約を誠実に履行していること。
 - 三 社会的及び経済的信用、技術並びに能力を有していること。

(一般競争入札における予定価格)

第8条 契約責任者は、契約する事項に関し、当該事項に関する仕様書、設計書等に基づき予定価格を作成しなければならない。

- 2 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 契約責任者は、その一般競争入札に付する事項の予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、入札及び契約の手の透明性の向上を図るため必要と認めて当該入札執行前にその予定価格を公表するときは、この限りでない。

(一般競争入札の開札及び再度入札)

第9条 一般競争入札の開札は、第5条第1項の規定により公告した入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち会わせてしなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

- 2 入札者は、その提出した入札書(当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 3 契約責任者は、第1項の規定により開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(第12条の規定により最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないとき)は、直ちに、再度の入札をすることができる。

(同額入札の場合の決定方法)

第10条 契約責任者は、落札となるべき同順位の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定しなければならない。

- 2 契約責任者は、前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代って入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(低入札価格調査基準価格による落札者の決定)

第11条 契約責任者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込み

に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 契約責任者は、前項の規定により落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、あらかじめ調査を開始する場合の基準となる価格（以下「低入札価格調査基準価格」という。）を設けるものとする。

（最低制限価格による落札者の決定）

第12条 契約責任者は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

（低入札価格調査基準価格、最低制限価格の公表等）

第13条 契約責任者は、前2条の規定により低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設けたときは、第8条第2項に規定する予定価格の書面に併せてこれを記載し、又は記録しなければならない。ただし、入札及び契約手続の透明性の向上を図るため必要があると認めて当該入札執行前にその低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を公表するときは、この限りでない。

（総合評価制度による落札者の決定）

第14条 契約責任者は、一般競争入札により法人の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から会計規程第41条第3項本文、又は第4条第1項、第11条第1項若しくは第12条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

2 契約責任者は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が法人にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。

3 契約責任者は、前2項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が法人にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

- 4 契約責任者は、落札者決定基準を定めようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 契約責任者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 6 総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第5条の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。
- 7 第2項の規定により落札者を決定しようとする場合は、第11条第2項の規定を準用する。

（指名競争入札）

第15条 会計規程第41条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（指名競争入札の参加者の資格）

第16条 第3条及び第4条第2項から第4項までの規定は、指名競争入札に参加する者に必要な資格について準用する。

（指名競争入札の参加者の指名等）

第17条 契約責任者は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

- 2 前項の場合においては、契約責任者は、第5条第1項第2号から第7号までに掲げる事項について指名する者に通知しなければならない。この場合において、当該入札に付する事項が建設業法の適用を受ける工事であるときは、入札の日前に建設業法施行令第6条に規定する見積期間において通知しなければならない。
- 3 契約責任者は、第1項の規定により、入札に参加させようとする者を指名するときは、やむを得ない理由があるときを除き、5人以上を指名しなければならない。
- 4 契約責任者は、次条において準用する第14条の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第2項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項のほか、総合評価指

名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

(指名競争入札の入札保証金等)

第18条 第6条から第14条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

(随意契約)

第19条 会計規程第41条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 次に掲げる契約の種類に応じ、予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）がそれぞれに定める額の範囲内であるとき。
 - ア 工事又は製造の請負（建物等の修繕を含む。） 250万円
 - イ 財産の買入れ 160万円
 - ウ 物件の借入れ 80万円
 - エ 財産の売払い 50万円
 - オ 物件の貸付け 30万円
 - カ アからオに掲げるもの以外のもの 100万円
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、法人が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第21項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者の地域における作業活動の場として同法第15条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）において製作された物品を次条に定める手続により買入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから次条に定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から次条に定める手続により受ける契約をするとき。
- 四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより大阪府知事の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、次条に定める手続により、買入れる契約をするとき。

- 五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 - 六 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - 七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 - 八 競争入札に付して入札者がいないとき、又は再度入札に付して落札者がいないとき。
 - 九 落札者が契約を締結しないとき。
 - 十 効率的、効果的な業務運営に資するものとして特に理事長が承認したとき。
- 2 前項第8号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第9号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(随意契約の手続)

第20条 前条第1項第3号及び第4号の手続は、次に掲げる手続とする。

- 一 毎年度の当初に、当該年度の前条第1項第3号及び第4号の規定により随意契約の方法により締結する契約（以下この条において「契約」という。）に係る物品又は役務の提供の業務の発注の見通しを、別に定めるところにより公表すること。
- 二 契約締結の相当期間前に、当該契約に係る次に掲げる事項を別に定める方法により公表すること。
 - イ 契約の内容
 - ロ 契約の相手方の決定の方法及び基準
 - ハ 公募により相手方を決定する場合にあつては、その申請方法
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、必要な事項
- 三 契約締結後、速やかに当該契約に係る次に掲げる事項を別に定める方法により公表すること。
 - イ 契約の相手方の氏名又は名称及び住所
 - ロ 契約の相手方とした理由
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、必要な事項

(見積書の徴取及び省略)

第21条 契約責任者は、随意契約にしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、契約の相手方になろうとする者から見積書を徴し、予定価格と対比して当該見積金額が適当であるかどうかを検討することにより同項の比較見積を省略することができる。
- 一 特定の者でなければ履行できない契約
 - 二 契約の目的物が同一の品質、規格、仕様等を有するため、価格が異なるものの契約

- 三 取引の事例に比し、見積金額が適当と認められるものであって、1件の取引価格が10万円以下の契約
 - 四 自動車の内燃機関、ボイラーその他の機械器具の修理等の契約であって、修理前において適正な比較見積が期待できないもの
 - 五 原版その他契約の基礎となった物件を保有している者とする契約であって、見積金額が適正と認められるもの
 - 六 再度の入札に付し落札者がいないもの
- 3 前項第3号に掲げる契約のほか、取引の実例価格を考慮して、価額が適正と認められる1件の代金が10万円以下のものの購入、修理等に係るものについては、電話等により見積金額を録取して見積書の徴取に代えることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる契約については、その目的及び性質により見積書の徴取を省略することができる。
- 一 日、週、旬、月を単位として発行される新聞、官報その他の定期刊行物であって、価額が通常定価であり、かつ、その定価が一般に周知されているもの
 - 二 定価、送料等が表示されている書籍類の契約
 - 三 既になされた単価契約に基づいて履行される契約
 - 四 国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体その他公共的団体と締結する契約
 - 五 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約
 - 六 会計規程第25条第1項の規定により現金で支払うことができる経費に係る契約
 - 七 前各号に定めるもののほか、あらかじめ定められている価格に基づく契約

（せり売り）

- 第22条 会計規程第41条第2項の規定によりせり売りによることができる場合は、不動産又は動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものとする。
- 2 第5条第1項及び第6条の規定は、せり売りの場合に準用する。

（契約書の作成）

- 第23条 契約責任者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。
- 一 契約の目的
 - 二 契約金額
 - 三 履行期限
 - 四 契約保証金
 - 五 履行の場所
 - 六 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
 - 七 監督及び検査

- 八 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 九 危険負担
- 十 かし担保責任
- 十一 契約の変更及び解除
- 十二 契約に関する紛争の解決方法
- 十三 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(契約書の省略)

第24条 契約責任者は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- 一 一般競争入札、指名競争入札又は随意契約で、契約金額が150万円を超えない契約を締結しようとするとき。
- 二 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付して物品を引き取るとき。
- 三 せり売りに付するとき。
- 四 物品を購入する場合において、即納されるとき。
- 五 国(公社及び公庫を含む。)、地方公共団体、その他公共的団体と契約を締結しようとするとき。
- 六 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等の公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- 七 あらかじめ定められている価格に基づく契約を締結しようとするとき。
- 八 前各号に掲げるもののほか、契約責任者が契約の性質又は目的により契約書を作成する必要がないと認めるとき。

(契約保証金の納付)

第25条 会計規程第44条第1項に規定する契約保証金の額は、契約金額の100分の5以上の金額とする。

- 2 第6条第2項の規定は、契約保証金の納付について準用する。
- 3 契約保証金の納付は、前項に定めるもののほか、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証の提供をもって代えることができる。この場合において、提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(契約保証金の免除)

第26条 契約責任者は、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法により契約を締結しようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき又は特定事業において、落札者又は落札者の代表者が、その設立する特定事業実施会社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険金請求権の上に、特定事業実施会社の負担において当該特定事業の契約に定める府の違約金債権を被担保債権とする質権を設定したとき。

- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - 三 第3条、第4条第2項、同条第3項又は第16条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が法人、国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体又は公共的団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを過去2年の間にすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - 四 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
 - 五 不動産又は物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - 六 契約金額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき。
 - 七 国（公社及び公庫を含む。）、地方公共団体、その他公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - 八 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
 - 九 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - 十 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - 十一 前各号に掲げるもののほか、その他契約責任者が契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認めたとき。
- 2 前項第3号の規定により契約保証金の免除を受けようとする者は、契約保証金免除申請を行わなければならない。

（監督）

第27条 会計規程第48条第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行わなければならない。

- 2 契約責任者又はその指定する職員（以下「監督職員」という。）は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督において特に知り得たその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（検査）

第28条 会計規程第48条第1項の規定による検査について、契約責任者又はその指定する職員（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

- 3 前2項の場合において必要があるときは、契約の相手方を立会いさせて、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うことができるものとする。
- 4 前3項の検査の時期は、契約に特段の定めがある場合を除き、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。
- 5 検査職員の職務は、特別の必要がある場合を除き、監督職員の職務と兼ねることができない。

(検査調書の作成)

- 第29条 検査職員は、会計規程第48条第1項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書を作成しなければならない。ただし、契約に係る支払代金が150万円以下であるとき、又は電気、ガス、水道及び電信電話に係る契約であるときは、納品書、工事の完了届書、請求書等にその旨を記載の上、記名押印することでこれに代えることができる。
- 2 前項の規定は、会計規程第48条第3項の規定に基づき検査をした法人の職員以外の者について準用する。

(履行遅滞による違約金)

- 第30条 契約責任者は、契約の相手方が、その責に帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、違約金を徴収しなければならない。
- 2 前項に規定する違約金の額は、法令で特別の定めのある場合又は契約で別段の定めをした場合のほか、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅滞となった部分の契約金額）につき年5%の割合で計算した額とする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

【別紙2】本事業における入札心得

(法令等の遵守)

第1条 入札参加者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程及びその他関係法令並びにこの心得を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は入札に際し、病院機構の指示に従い、円滑な入札に協力し、いやしくも不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に工事を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札説明書を熟知のうえ、入札しなければならない。

(公正な入札の確保)

第2条 入札参加者等は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び刑法等に抵触する行為を行うこと。
- (2) 他の入札参加者等と入札価格又は入札意思について相談を行うこと。
- (3) 落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格又は入札価格内訳書の内容を開示すること。

(入札の方法)

第3条 入札参加者は、病院機構から交付された入札参加者整理番号を入札書類の所定欄に記入のうえ、指定した日時及び場所に持参又は郵送により提出しなければならない。なお、郵送による場合は、定められた日時に配達日を指定するとともに、書留郵便等により配達記録が残る方法により、第8の9に記載の窓口担当部署へ郵送すること。

- 2 この場合において、代理人に持参させるときは、委任状を担当職員に提出しなければならない。
- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、本件入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

(入札の取り止め等)

第4条 入札参加者等が第1条又は第2条に抵触する疑いがあるときなど、病院機構が必要と認めるときは、入札を延期し、若しくは中断し、又は落札決定を保留し、当該入札に関する調査を行うことがある。調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の執行を取り止めることがある。

- 2 前項の規定により病院機構が調査を行うときは、入札参加者等は調査に協力しなければならない。
- 3 入札の執行に際して、天災地変、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることがある。

(入札の無効)

第5条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時、場所に提出されず又は所定の日時まで所定の場所へ郵送されない入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 記名押印を欠く入札をした者の入札
- (5) 金額を訂正した入札、又は金額の記載の不鮮明な入札をした者の入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札をした者の入札
- (7) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (8) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (9) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (10) 同一の入札について、2以上の代理人をした者の入札

(11)前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

(異議の申立)

第6条 入札参加者等は、入札後、入札説明書等の不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第7条 入札に際しては、すべて入札担当者の指示に従うこと。

〔別紙3〕地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抜粋）

（中期目標）

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（借入金等）

第四十一条

5 地方独立行政法人は、長期借入金及び債券発行をすることができない。ただし、設立団体からの長期借入金については、この限りでない。

（料金及び中期計画の特例）

第八十三条

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

（財源措置の特例）

第八十五条 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

一 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

二 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

2 公営企業型地方独立行政法人の事業の経費は、前項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

（費用の負担）

第九十三条 設立団体は、地方独立行政法人が解散する場合において、その財産をもって債務を完済

することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならない。

〔別紙４〕大阪府立病院機構入札参加停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「機構」という。）が発注する建設工事等及び物品・委託役務関係業務（以下「機構発注工事等」という。）の適正な履行を確保するため、一般競争入札及び指名競争入札の入札参加資格者に関する入札参加停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務）をいう。
- (2) 物品・委託役務関係業務 物品の購入契約、物品の売払い契約、車両等の修理契約、委託契約、請負契約（建設工事等を除く。）及び賃貸借契約に関する業務をいう。
- (3) 入札参加資格者 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（平成18年規程第30号）第3条、第4条第2項及び第3項並びに第16条に規定する入札の参加資格を有する者をいう。
- (4) 有資格業者 入札参加資格者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び契約締結権限を有する者をいう。
- (5) 使用人 入札参加資格者の社員のうち、有資格業者以外の全ての社員をいう。
- (6) 入札参加停止 別表各号に掲げる措置要件に該当する入札参加資格者について、一般競争入札において入札に参加させない措置及び指名競争入札において指名しない措置をいう。
- (7) 入札参加停止等 入札参加停止並びにこの要綱に定める警告及び注意の喚起をいう。
- (8) 契約責任者 地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程（平成18年規程第25号）第46条第2項に規定する契約責任者をいう。

(入札参加停止の措置)

第3条 理事長は、入札参加資格者、有資格業者又は使用人が別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、大阪府立病院機構入札参加停止審査会（以下「審査会」という。）の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、共同企業体（発注案件ごとに複数の企業で構成される企業体をいう。）が別表各号に掲げる措置要件に該当するときは、その構成員である入札参加資格者それぞれに対し入札参加停止を行うものとする。

- 2 機構が有資格業者又は使用人を別表各号に掲げる事項に該当する行為があるものとして捜査機関に告発をしたときは、理事長は、捜査機関が当該告発に基づいて有資格業者又は使用人を逮捕し、書類送検し、起訴し、又は不起訴処分にするまでの間、審査会の議を経て、当該入札参加資格者について入札参加停止を行うものとする。ただし、当該入札参加停止の期間は、それぞれ当該各号に

定める期間（期間に短期及び長期のあるものについては、短期）の1/2の期間を超えないものとする。

- 3 理事長が入札参加停止を行った場合は、速やかに、大阪府知事に対し、情報提供を行うものとする。

（下請負人等及び経常建設共同企業体に関する入札参加停止）

第4条 理事長は、前条の規定により入札参加停止を行う場合において、入札参加資格者である下請負人又は機構が承認した再委託先（以下「下請負人等」という。）が当該入札参加停止について責を負うべきことが明らかになったときは、審査会の議を経て、当該下請負人等について、元請負人又は受託者の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

- 2 理事長は、前条の規定により入札参加資格者である経常建設共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該経常建設共同企業体の入札参加資格者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、審査会の議を経て、当該経常建設共同企業体の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

- 3 理事長は、前条又は第1項の規定により入札参加停止を行った入札参加資格者を構成員に含む経常建設共同企業体について、当該入札参加資格者と同一期間の入札参加停止を行うものとする。

（大阪府の入札参加停止措置等の適用）

第5条 入札参加資格者が、大阪府から入札参加停止の措置又は入札参加除外の措置を受けた場合は、当該措置を機構にも適用するものとする。この場合、理事長が審査会の議を経て行う入札参加停止措置手続を原則として省略できるものとし、その措置内容を審査会各委員に周知するものとする。

（入札参加の停止等）

第6条 契約責任者は、一般競争入札を実施しようとするときは、第3条及び第4条の規定により入札参加停止の措置を受けている入札参加資格者（以下「入札参加停止業者」という。）の当該入札への参加資格を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加停止業者を指名しないものとする。

- 2 契約責任者は、一般競争入札を実施しようとする場合に、入札参加資格者が当該入札への参加資格を認められた後に入札参加停止業者となったときは、当該業者を入札に参加させないものとし、指名競争入札を実施しようとする場合に、当該入札参加停止業者を指名しているときは、その指名を取り消すものとする。

- 3 前項の場合においては、契約責任者は当該入札参加停止業者にその旨を通知するものとする。

（入札参加停止期間の特例）

第7条 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が別表各号に掲げる措置要件の二以上に該当するときは、当該要件に定める期間の合計をもって入札参加停止期間とする。ただし、その期間の合計は3

年を超えないものとする。

- 2 入札参加停止業者が新たに別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなった場合の当該入札参加停止期間は、当該要件に定める期間に、既に措置されている入札参加停止の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加停止の期間は3年（同一の事案の場合は、その当初の措置から3年）を超えないものとする。
- 3 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合の措置期間は、当該各号にそれぞれ定める期間とする（同一の事案により措置要件に該当することとなった場合を除く。）。この場合において、1月未満の端数があるときは、1月に切り上げるものとする。
 - (1) 次号に掲げる場合を除くほか、別表各号の措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表各号の措置要件に係る入札参加停止の期間中若しくは期間の満了後1年を経過するまでの間であるとき、又は第13条に規定する警告又は注意の喚起を受けた日から1年を経過するまでの間に、当該警告若しくは注意の喚起の原因となった別表各号の措置要件と同一の措置要件に該当することとなったとき 1.25倍の期間
 - (2) 別表第七号から第九号までの措置要件に該当する場合で、当該入札参加資格者が別表第七号から第九号までの措置要件に係る入札参加停止の期間中又は期間の満了後3年を経過するまでの間であるとき 1.5倍の期間
- 4 理事長は、入札参加資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前項の規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止期間を当該短期の1/2（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の1/2）まで短縮することがある。
- 5 理事長は、入札参加資格者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第3項の規定による入札参加停止の期間の長期を超える入札参加停止の期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止の期間を当該長期の2倍（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の2倍）まで延長することがある。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
- 6 理事長は、入札参加停止業者に情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、審査会の議を経て、別表各号及び前各項に定める期間（期間に短期及び長期のないものについては、当該期間の1/2又は2倍の期間）の範囲内で入札参加停止の期間を変更することがある。ただし、その期間は3年を超えないものとする。
- 7 第3条第2項の規定による入札参加停止業者について、これらの規定により告発した事案を原因とする逮捕、書類送検又は起訴により新たに入札参加停止を措置するときは、既措置期間を控除するものとする。
- 8 入札参加停止中又は入札参加停止期間経過後の事情の変化により、入札参加資格者に対し同一要件により入札参加停止措置を追加するときは、その期間の合計は別表各号に定める期間を超えないものとする。
- 9 理事長は、別表第八号に該当する入札参加資格者について、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第八号に定める期間（同号ただし書きが適用されるときは、当該期間）の1/2の期間に短縮することがある。この場合において、1月未満の端数があるときは、端数を切り捨てるものと

する。ただし、課徴金減免制度が適用された事実が入札参加停止期間の1/2を経過後に明らかになったときの入札参加停止期間は、当該事実が確認できた日までとする。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2第10項から第12項までの規定に基づく課徴金減免制度が適用され、入札参加資格者の申出により課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。
- (2) 独占禁止法第7条の2第6項に基づき課徴金算定率が軽減され、入札参加資格者の申出により課徴金減免制度が適用されている事実が確認できたとき。
- (3) 平成18年1月4日施行された独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令に対し審判を請求しないことを、大阪府に対して誓約したとき。ただし、同法に違反する行為が平成18年1月3日以前に行われていたときに限る。

10 理事長は、入札参加停止業者の申出により犯罪の嫌疑があるにもかかわらず不起訴（別表第八号に関する不起訴は除く。以下「起訴猶予等」という。）の事実が確認できたときは、当初の入札参加停止期間を1/2の期間に短縮することがある。この場合において、1月未満の端数があるときは、端数を切り捨てることとする。ただし、当初に1月の入札参加停止が措置された場合については起訴猶予等により不起訴が確定したと認めた日までとし、起訴猶予等となった事実が入札参加停止期間の1/2を経過後に明らかとなった場合については当該事実が確認できた日までとする。

（入札参加停止の解除）

第8条 理事長は、嫌疑がないとして不起訴となった場合など、入札参加停止業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、審査会の議を経て、当該入札参加停止業者に係る入札参加停止を解除するものとする。

（入札参加停止の継承）

第9条 合併等により入札参加停止業者から営業を実質的に継承したと認められる入札参加資格者は、当該入札参加停止業者の入札参加停止措置を引継ぐものとする。

（入札参加停止の通知）

第10条 理事長は、第3条若しくは第4条の規定により入札参加停止を行い、第7条第6項から第10項までの規定により入札参加停止の期間を変更し、控除し、追加し、若しくは短縮し、又は第8条の規定により入札参加停止を解除したときは、当該入札参加停止業者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。ただし、第5条の規定による場合は、この限りではない。

（随意契約の相手方の制限）

第11条 契約責任者は、入札参加停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の緊急・応急契約、特殊技術を要する場合その他契約担当者が特に止むを得ない事由があると認める場合は、この限りではない。

（下請け等の禁止）

第 12 条 契約責任者は、機構の契約に関して入札参加停止業者に下請負させ、又は再委託することを承認してはならない。ただし、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを理由に入札参加停止措置を受けている者が、建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事に係る機構の契約に関して、下請負し、又は再委託を受けることは、この限りでない。

（警告又は注意の喚起）

第 13 条 理事長は、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、審査会の議を経て、当該入札参加資格者に対し、警告又は注意の喚起を行うことがある。

（情報の公表）

第 14 条 理事長は、入札参加停止に関する情報を原則として公表することとし、その取り扱いについては、別に定める。

（審査会の設置及び運営）

第 15 条 審査会の設置及び運営については、別に定める。

（苦情処理手続等）

第 16 条 機構が行った入札参加停止、警告及び注意の喚起に対する苦情の申出については、第 10 条の規定による通知で告知するものとし、その手続については、別に定める。

（大阪府の暴力団等排除措置への協力）

第 17 条 機構発注工事等の調達契約から暴力団等の介入を排除するため、大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 5 条に基づき大阪府に協力するとともに、その手続に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 25 日から施行する。

別表

措置要件	期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>一 機構発注工事等の契約に関して、次の(1)～(3)の書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(2) 競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類</p> <p>(3) 建設業法第 24 条の7第1項に規定する施工体制台帳その他契約担当者が求める提出書類</p>	<p>当該認定をした日から6月</p>
<p>(入札等)</p> <p>二 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、機構発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)～(3)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合</p> <p>(2) 入札心得に違反し、機構発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>(3) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった場合(落札したにもかかわらず、建設業法第 27 条の 23 第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約することができなかった場合を含む。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p> <p>1月～1年</p> <p>6月</p>
<p>(契約不履行等)</p> <p>三 入札参加資格者が、機構発注工事等の契約の履行に当たり、次の(1)～(5)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 契約の履行遅滞により遅滞料の請求がなされた場合</p> <p>(2) 入札参加資格者の責により契約の解除がなされた場合</p> <p>(3) 契約の不履行により、保証人に履行請求がなされた場合</p> <p>(4) 建設工事等の履行成績が不良と判定された場合</p> <p>(5) 過失により機構発注工事等を粗雑にしたと認められる場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月</p> <p>1年</p> <p>1年</p> <p>2月</p> <p>3月</p>
<p>(他の業者の妨害)</p> <p>四 有資格業者又は使用人が、機構発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年～2年</p>

<p>(監督、検査及び点検等の妨害)</p> <p>五 有資格業者又は使用人が、機構発注工事等について、機構の監督若しくは検査の実施若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。)第13条に規定する点検の実施(施工体制台帳が提出されない場合を含む。)又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の執行を妨げたとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1年～2年</p>
<p>(安全管理措置)</p> <p>六 入札参加資格者が機構発注工事等の契約の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)～(3)のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(1) 公衆に次の被害又は損害を与えた場合</p> <p>イ 負傷者の発生又は建物等の損傷</p> <p>ロ 死亡者の発生</p> <p>(2) 工事関係者及び業務関係者に次の被害を与えた場合</p> <p>イ 負傷者の発生</p> <p>ロ 死亡者の発生</p> <p>(3) 機構発注工事等以外の契約の履行に当たり多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に著しく大きい損失を与えた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月～6月 4月～1年</p> <p>1月～3月 2月～6月 2月～6月</p>
<p>(談合等)</p> <p>七 有資格業者又は使用人が、機構発注工事等に関し、偽計入札(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項)又は談合(同条第2項)の容疑により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき等。</p>	<p>当該認定をした日から2年</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>八 入札参加資格者又は有資格業者若しくは使用人が、機構発注工事等に関し、独占禁止法に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは告発を受け、又は逮捕され、若しくは書類送検されたとき。ただし、独占禁止法に違反するすべての行為が平成18年1月3日以前に行われていた場合は、それぞれ1/2を乗じた期間とする。</p>	<p>当該認定をした日から2年</p>
<p>(贈賄行為)</p> <p>九 有資格業者又は使用人が機構職員に対して行った贈賄(刑法第198条)の容疑により逮捕され、書類送検され、又は起訴されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年</p>
<p>(暴力行為等)</p> <p>十 有資格業者又は使用人が、その業務に関し、機構職員に対する暴力行為により逮捕され、書類送検又は起訴されたとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年</p>

<p>(建設業法違反)</p> <p>十一 入札参加資格者、有資格業者又は使用人が、次の(1)～(5)のいずれかに該当したとき。</p> <p>(1) 建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合((2)の場合を除く。)</p> <p>(2) 建設業法に違反し、書類送検又は略式起訴された場合</p> <p>(3) 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書又はそれらの添付書類についての虚偽記載により、次の①又は②の処分を受けた場合</p> <p>① 建設業法第28条第1項に基づく指示処分</p> <p>② 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分</p> <p>(4) 建設業法に違反し、次の①又は②の処分を受けた場合((3)の場合を除く。)又は適正化法第13条に違反し①の処分を受けた場合</p> <p>① 建設業法第28条第1項に基づく指示処分</p> <p>② 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止処分</p> <p>(5) 建設業法第29条に基づき、次の①又は②の許可取消処分を受けた場合</p> <p>① 第1項第1号又は第3号に基づく取消処分</p> <p>② 第1項第2号、第5号又は第6号に基づく取消処分</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>1年</p> <p>2月</p> <p>6月</p> <p>6月</p> <p>1年</p>
<p>(法令等違反)</p> <p>十二 前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者又は有資格業者が、次の(1)～(6)のいずれかに該当し、機構発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 業務に関し、各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け、又は法令に基づき商号等を公表された場合 ((6)の場合を除く。)</p> <p>(2) 業務に関し、各種法令に違反し、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕され、書類送検され、又は起訴された場合</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められる場合</p> <p>(4) 機構発注工事等の契約の履行に当たり、国の「建設産業における生産システム合理化指針」に基づく指導に従わなかった場合</p> <p>(5) 機構が求める暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなかった場合</p> <p>(6) 大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例(平成21年大阪府条例第84号)第23条に基づき、氏名等を公表された場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月～3月</p> <p>1月～1年</p> <p>1月～3月</p> <p>1月～3月</p> <p>3月</p> <p>2年以内で審議会の議により決定</p>

<p>(経営不振)</p> <p>十三 入札参加資格者が金融機関から取引停止を受けるなど、経営不振の状態にあり、機構発注工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年以内で経営が改善されたと認められるまで</p>
<p>(その他)</p> <p>十四 前各号に掲げる場合のほか、入札参加資格者として、ふさわしくない行為があったと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2年以内で審査会の議により決定する期間</p>

〔別紙5〕不動産取得税の取り扱いについて

本事業を行うにあたって、入札参加者が不動産取得税の非課税を想定する場合は、非課税となる条件について十分考慮すること。

不動産取得税は、家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われた日において家屋が取得されたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して課税されるものである。

従って、SPCが原始取得し、かつ、それを未使用のまま、6か月以内に病院機構に譲渡する場合には、SPCに対して不動産取得税は課税されないが、具体には大阪府が取得実態に応じて判断することから、不動産取得税の課税・非課税の判断については、入札参加者自らの責任で行うものとする。